



山形県公報

平成21年6月16日(火)
第2051号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 訓 令

○山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令……………(人 事 課) …738

### 告 示

- 県議会定例会の招集……………(財 政 課) …739
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更……………(村山総合支庁福祉企画課) …740
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更……………( 同 ) … 同
- 山形県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更……………(庄内総合支庁水産課) … 同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(最上総合支庁農村計画課) …741
- 土地改良区の役員の就任の届出……………( 同 ) … 同
- 土地改良区の定款変更の認可……………( 同 ) …742
- 同……………( 同 ) … 同
- 同……………(庄内総合支庁農村計画課) …743
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) … 同

### 教育委員会関係

#### 告 示

○山形県教育委員会6月定例会の招集…………… 同

### 警察本部関係

#### 告 示

○平成18年3月県警察本部告示第1号(口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の一部改正…744

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

○直接請求に必要な有権者の数…………… 同

### 公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(保健薬務課) …745
- 平成21年度職業訓練指導員試験の実施……………(雇用労政課) … 同
- 平成22年度山形県立農業大学校入校者の募集……………(農政企画課) …746
- 一般競争入札の公告……………(公安委員会) … 同

# 訓 令

## 山形県訓令第17号

庁 中  
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成21年 6 月 16 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 法人の項第 1 項中「設立並びに特別地方公共団体及び特例民法法人の」を「設立、」に改め、同表法人の項中第 4 項を第 7 項とし、同表法人の項第 3 項中「こと」を「こと（特例民法法人の解散命令に関することを除く。）」に改め、同項を同表法人の項第 6 項とし、同表法人の項第 2 項中「認定等」を「認定及び認可」に、

「  
○  
」

を

「  
○  
」

に改め、同項を同表法人の項第 3 項とし、同項の

次に次の 2 項を加える。

|                                                               |   |  |  |  |  |  |  |
|---------------------------------------------------------------|---|--|--|--|--|--|--|
| 4 公益社団法人及び公益財団法人の公益の認定の取消し及び移行の認定の取消し並びに移行法人の移行の認可の取消しに関すること。 | ○ |  |  |  |  |  |  |
| 5 公益社団法人及び公益財団法人、公益認定を受けようとする一般                               |   |  |  |  |  |  |  |

|                                                                                   |  |  |   |  |  |  |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------|--|--|---|--|--|--|--|
| 社団法人及び<br>一般財団法人<br>並びに特例民<br>法法人に係る<br>登記の嘱託及<br>び関係機関へ<br>の意見の聴取<br>に関するこ<br>と。 |  |  | ○ |  |  |  |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------|--|--|---|--|--|--|--|

別表第1 法人の項第1 項の次に次の1 項を加える。

|                                                                            |   |  |  |  |  |  |  |
|----------------------------------------------------------------------------|---|--|--|--|--|--|--|
| 2 特例民法法<br>人の解散、清<br>算及び残余財<br>産の処分に関<br>すること（解<br>散命令に関す<br>ることを除<br>く。）。 | ○ |  |  |  |  |  |  |
|----------------------------------------------------------------------------|---|--|--|--|--|--|--|

別表第3 保健福祉環境部の項保健企画課の項薬事法に關すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第2 項中「(第27条において準用する場合を含む。)」を「、第28条第3 項ただし書(薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号) 附則第3 条第1 項、第6 条第1 項又は第9 条第1 項の規定により適用される場合を含む。) 又は第35条第3 項ただし書」に改め、同欄中第11項を削り、第12項を第11項とし、第13項から第20項までを1 項ずつ繰り上げ、同課の項薬事法施行規則に關すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1 項中「第144条第1 項」を「薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成21年厚生労働省令第10号。以下この項において「改正省令」という。) 附則第16条の規定によりなおその効力を有することとされる改正省令第1 条の規定による改正前の薬事法施行規則(以下この項において「旧省令」という。) 第144条第1 項」に改め、同欄第2 項中「第159条」を「改正省令附則第12条の規定によりなおその効力を有することとされる旧省令第159条」に、「若しくは」を「又は」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第606号

地方自治法(昭和22年法律第67号) 第101条第1 項の規定により、山形県議会定例会を平成21年6 月23日山形市に招集する。

平成21年6 月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県告示第607号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地                    | 居宅サービスの種類 | 事業所の名称及び所在地               |                    | 変更年月日       |
|----------------------------------------|-----------|---------------------------|--------------------|-------------|
|                                        |           | 変 更 前                     | 変 更 後              |             |
| 社会福祉法人河北町社会福祉協議会<br>西村山郡河北町谷地甲2325番地の2 | 訪問介護      | 社会福祉法人河北町社会福祉協議会指定訪問介護事業所 |                    | 平成21. 3. 23 |
|                                        |           | 西村山郡河北町谷地字真木30番地          | 西村山郡河北町谷地甲2325番地の2 |             |

## 山形県告示第608号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地                  | 介護予防サービスの種類 | 事業所の名称及び所在地               |                    | 変更年月日       |
|----------------------------------------|-------------|---------------------------|--------------------|-------------|
|                                        |             | 変 更 前                     | 変 更 後              |             |
| 社会福祉法人河北町社会福祉協議会<br>西村山郡河北町谷地甲2325番地の2 | 介護予防訪問介護    | 社会福祉法人河北町社会福祉協議会指定訪問介護事業所 |                    | 平成21. 3. 23 |
|                                        |             | 西村山郡河北町谷地字真木30番地          | 西村山郡河北町谷地甲2325番地の2 |             |

## 山形県告示第609号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、山形県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更した。

平成21年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 変更した事項

第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量等に関する事項のうち第一種特定海洋生物資源の平成21年の知事管理の対象となる漁期及び数量

## 2 変更した内容

## (1) 変更前

| 第一種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる漁期     | 本県に定められた数量 |
|-------------|----------------|------------|
| す け と う だ ら | 4 月 から 翌 年 3 月 | 若 干        |
| ま あ じ       | 1 月 から 12 月    | 若 干        |
| ず わ い が に   | 7 月 から 翌 年 6 月 |            |
| す る め い か   | 1 月 から 12 月    | 若 干        |

(注) ずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

(2) 変更後

| 第一種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる漁期 | 本県に定められた数量 |
|-------------|------------|------------|
| すけとうだら      | 4月から翌年3月   | 若干         |
| まあじ         | 1月から12月    | 若干         |
| ずわいがに       | 7月から翌年6月   | 37トン       |
| するめいか       | 1月から12月    | 若干         |

山形県告示第610号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、白須賀土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成21年6月16日

山形県知事 吉村美栄子

| 理事及び監事の別 | 氏名   | 住所               |
|----------|------|------------------|
| 理事       | 佐藤新作 | 最上郡大蔵村大字清水1526番地 |
| 同        | 早坂勇  | 同 1472番地         |
| 同        | 早坂恭一 | 同 1505番地         |
| 同        | 早坂英雄 | 同 1476番地         |
| 同        | 国分淳雄 | 同 1498番地         |
| 同        | 国分啓一 | 同 1430番地の3       |
| 同        | 角川憲一 | 同 1751番地の1       |
| 同        | 国分孝一 | 同 553番地の2        |
| 同        | 佐藤要一 | 同 2575番地         |
| 監事       | 国分俊秋 | 同 817番地          |
| 同        | 角川幸一 | 同 1767番地         |

山形県告示第611号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、白須賀土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成21年6月16日

山形県知事 吉村美栄子

| 理事及び監事の別 | 氏名   | 住所               |
|----------|------|------------------|
| 理事       | 佐藤新作 | 最上郡大蔵村大字清水1526番地 |
| 同        | 国分淳雄 | 同 1498番地         |
| 同        | 早坂恭一 | 同 1505番地         |
| 同        | 三條清美 | 同 1474番地         |
| 同        | 大竹和也 | 同 1470番地の1       |
| 同        | 国分啓一 | 同 1430番地の3       |
| 同        | 角川憲一 | 同 1751番地の1       |
| 同        | 国分孝一 | 同 553番地の2        |
| 同        | 国分孝一 | 同 3427番地の32      |
| 監事       | 国分俊秋 | 同 817番地          |
| 同        | 角川幸一 | 同 1767番地         |

**山形県告示第612号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成21年6月16日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 土地改良区の名称  
新庄市鶴の子土地改良区
- 2 事務所の所在地  
新庄市大字本合海172番地
- 3 認可年月日  
平成21年6月8日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第613号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成21年6月16日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 土地改良区の名称  
白須賀土地改良区
- 2 事務所の所在地  
最上郡大蔵村大字清水1526番地

## 3 認可年月日

平成21年6月8日

## 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第614号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成21年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 土地改良区の名称

日向川土地改良区

## 2 事務所の所在地

酒田市市条字村ノ前68番地の1

## 3 認可年月日

平成21年6月4日

## 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第615号**

次の開発行為は、完了した。

平成21年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 許可番号

平成21年6月1日 指令村総建第5005号

## 2 開発区域に含まれる地域の名称

上山市河崎三丁目字反田170番、173番、174番、175番1、175番2、176番、178番1、178番4、178番5、178番6、178番7、181番1、181番7

## 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

上山市葉山5番20号

株式会社 旅館古窯

**教育委員会関係****告 示****山形県教育委員会告示第11号**

山形県教育委員会6月定例会を次のとおり招集した。

平成21年6月16日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

1 招集の日時 平成21年6月18日（木） 午後1時

2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号

山形県庁舎教育委員室

## 3 議 題

(1) 平成22年度山形県立高等学校の入学者募集について

(2) 山形県立博物館協議会委員の委嘱（任命）について

(3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

### 警察本部関係

#### 告 示

##### 山形県警察本部告示第 1 号

平成18年 3 月山形県警察本部告示第 1 号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成21年 6 月 16 日

山形県警察本部長 堀 金 雅 男

|        |                                                  |               |                |   |
|--------|--------------------------------------------------|---------------|----------------|---|
| 職員選考試験 | 総合得点及び順位（第 1 次試験に係るものにおいて、第 1 次試験の不合格者に係るものに限る。） | 合格発表の日から 1 月間 | 警察本部警務部<br>警務課 | を |
|--------|--------------------------------------------------|---------------|----------------|---|

|        |                                                       |               |                |       |
|--------|-------------------------------------------------------|---------------|----------------|-------|
| 職員選考試験 | 第 1 次試験の受験者に係る総合得点、総合順位及び試験種目別得点                      | 合格発表の日から 1 月間 | 警察本部警務部<br>警務課 | に改める。 |
|        | 第 2 次試験の受験者に係る総合得点及び総合順位並びに第 1 次試験の総合得点、総合順位及び試験種目別得点 |               |                |       |

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

##### 山形県選挙管理委員会告示第56号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数、同法第76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算した数並びに地方自治法第80条第 1 項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

平成21年 6 月 16 日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数 19,457人

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算した数 228,805人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数



| 選挙区名        | 3分の1の数  | 選挙区名          | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数  |
|-------------|---------|---------------|---------|------|---------|
| 山形市         | 68,043人 | 村山市           | 7,710人  | 西村山郡 | 12,548人 |
| 米沢市         | 23,985人 | 長井市           | 8,198人  | 最上郡  | 13,264人 |
| 鶴岡市         | 38,126人 | 天童市           | 16,905人 | 東置賜郡 | 12,040人 |
| 酒田市・<br>飽海郡 | 35,981人 | 東根市           | 12,506人 | 西置賜郡 | 9,301人  |
| 新庄市         | 10,644人 | 尾花沢市・<br>北村山郡 | 7,933人  | 東田川郡 | 8,662人  |
| 寒河江市        | 11,675人 | 南陽市           | 9,416人  |      |         |
| 上山市         | 9,704人  | 東村山郡          | 7,641人  |      |         |

## 公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
オセルタミビルリン酸塩製剤75mg 395,000カプセル
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県健康福祉部保健薬務課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2332
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成21年5月20日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
中外製薬株式会社 東京都北区浮間五丁目5番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 76,148,100円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成21年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 試験の日時及び場所
  - (1) 日 時  
平成21年9月11日（金） 午前11時から
  - (2) 場 所  
山形市松波二丁目8番1号 山形県庁601会議室
- 2 試験を実施する職種及び科目
  - (1) 職 種  
職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の免許職種の欄に掲げる職種
  - (2) 科 目  
指導方法
- 3 試験の対象者

職業能力開発促進法第30条第5項及び職業能力開発促進法施行規則第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科に係る試験の免除の対象となる者

#### 4 受験手続

受験申請書を平成21年8月10日（月）から同月21日（金）までの間に山形市松波二丁目8番1号商工労働観光部雇用労政課産業人材育成室に提出すること（郵送による提出の場合は、平成21年8月10日（月）から同月21日（金）までの消印のあるものを有効とする。）。

#### 5 その他

詳細については、商工労働観光部雇用労政課産業人材育成室（電話023(630)2389）に問い合わせること。

平成22年度山形県立農業高等学校の入校者を次のとおり募集する。

平成21年6月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 募集人員

50名

#### 2 応募資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校を卒業した者（平成22年3月に卒業見込みの者を含む。）又はこれと同等の学力を有すると知事が認めた者

#### 3 応募手続

入校志願書を次の期間内に新庄市大字角沢1366番地 山形県立農業高等学校に提出すること（郵送による提出の場合は、当該期間の末日までの通信日付印があるものに限り有効とする。）。

- (1) 推薦入校 平成21年10月16日（金）から同月23日（金）まで
- (2) 一般入校（前期） 平成21年11月20日（金）から同月30日（月）まで
- （後期） 平成22年2月5日（金）から同月15日（月）まで

#### 4 選考試験

##### (1) 推薦入校

- イ 期 日 平成21年11月6日（金）
- ロ 場 所 山形県立農業高等学校
- ハ 試験科目 小論文及び面接

##### (2) 一般入校

- イ 期 日 前期：平成21年12月11日（金）
- 後期：平成22年2月26日（金）
- ロ 場 所 山形県立農業高等学校
- ハ 試験科目 数学Ⅰ、生物Ⅰ、農業科学基礎及び環境科学基礎の4科目の中から選択した1科目、国語総合、小論文並びに面接

#### 5 その他

- (1) 山形県立農業高等学校への入校については、1から4までに掲げる事項のほか、平成22年度山形県立農業高等学校学生募集要項に定めるところによる。
- (2) 詳細については、山形県立農業高等学校（電話0233(22)1527）、農林水産部農政企画課（電話023(630)2414）又は最寄りの総合支庁産業経済部農業技術普及課に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成21年6月16日

山形県鶴岡警察署長 早 坂 俊 一

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 鶴岡市道形町20番40号 鶴岡警察署 大会議室
- (2) 日 時 平成21年7月8日（水） 午後1時30分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 A重油 85,000リットル
- (2) 調達をする物品の仕様等 日本工業規格 K2205 重油に規定するもののうち1種2号に限る。

(3) 契約期間及び納入方法 平成21年7月10日から平成22年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。

(4) 納入場所 鶴岡市道形町20番40号 山形県鶴岡警察署

(5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。

(2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号に限る）に登載されていること。

(5) 県内に本店又は営業所等を有すること。

(6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

鶴岡市道形町20番40号 山形県鶴岡警察署会計課 電話番号 0235-28-0110

### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成21年6月25日（木）午後5時までに山形県鶴岡警察署会計課に提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

平成21年 6月16日印刷  
平成21年 6月16日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056